

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	六戸町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.rokunohe.aomori.jp/kurashi_kojinbango.html">http://www.town.rokunohe.aomori.jp/kurashi_kojinbango.html</a>

執行機関名 六戸町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	六戸町乳幼児医療費給付条例(平成5年六戸町条例第21号)の規定による医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項第2号の ア 六戸町乳幼児医療費+給付条例
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第六十九号)第1条	六戸町乳幼児医療費給付条例(平成5年条例第21号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第一条 この条例は、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって乳幼児の保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		六戸町乳幼児医療費給付条例(平成5年条例第21号) 六戸町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年規則第22号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	六戸町乳幼児医療費給付条例第4条
②事務の内容	児童手当法第五条の児童手当認定申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児医療費の受給資格の認定の申請に係る事実の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	六戸町乳幼児医療費給付条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	六戸町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年9月六戸町規則第22号)第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費の更新申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	六戸町乳幼児医療給付条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報
備考		